

少年

第486号(1) 令和8年9月発行



山 梨 県 警 察 本 部
生活安全部 人身安全・少年課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 西川 卓

防災について考える～命を守る～

2024年1月1日、私は帰省していた石川県の実家で能登地震を体験しました。突然の大きな揺れに体がすくみ、ガラス製の置物が倒れて割れる音が聞こえました。その後も何度か揺れましたが、どうしてよいかわからず、家族でテレビの臨時ニュースを見つめることしかできませんでした。そのとき、アナウンサーが「テレビを見ていないで早く避難してください」と呼びかけ、その一言で我に返り、家族で避難所へ向かうことができました。いざと言うときには思ったように動けないものだと痛感しました。

毎年のように、地震や大雨、台風などの災害が起きています。最近も熊本の地震や千葉の水害など、各地で大きな被害がありました。今年の6月26日には、山梨県東部・富士五湖を震源とする最大震度6弱の地震があり、多くの方が強い揺れを感じたと思います。災害は決して遠い場所の出来事ではなく、いつ自分の身に降りかかるかわからないものです。

だからこそ、災害を他人事と思わず、日頃から想像力を働かせて備えることが大切です。地震だけでなく、猛暑や台風など、複数の災害が同時に起こる「複合災害」の可能性も含め、様々な状況を考えて対策を講じる必要があると思います。学校や地域で行われる訓練も火災や大雨、地震等によって避難の方法を変えて実施されています。訓練を訓練とは思わず、真剣に取り組み、避難方法や災害に関する知識を身に付けてほしいと思います。その知識が、いざというときに自分と周りの人々を守る力になると思います。

そして、最後に頼れるものは家族だと思います。災害が平日に発生すれば、家族は離れた場所にいる可能性があります。子どもが一人にいる場合はどこへ向かうのかなど状況に応じた対策が必要です。家族で集合場所・連絡方法を確認し合い、災害時に迷わず行動できるよう備えておくことが重要です。家族が互いに支え合えるよう、日頃から話し合いを重ねておくことが安心につながります。9月は「災害の日」がある月です。家族を守るために、改めて防災について考える機会にしてみたいはいかがでしょうか。

備えあれば憂いなし～防災グッズの確認～

災害への備えとして防災グッズを購入する家庭が増えています。しかし、買って満足して終わりではありません。重要なのは、家族全員で道具の使い方を確認することです。例えば、携帯ラジオの使い方や簡易トイレの組み立て、ヘルメットの試着などを事前に行うと、使い勝手やサイズなどの不便さに気づけます。非常時に初めて使うのではなく、平常時から扱いに慣れておくことで、使用時の際に効果的に活用できます。また、保存食の事前試食「ローリングストック」も大切です。最近では味や種類も豊富なので、家族で好みを話し合いながら選ぶことができ、非常時の食のストレスを大幅に軽減できます。「備えあれば憂いなし」という言葉のとおり、日頃からの実践的な準備を重ねることで不安を減らし、いざという時の冷静な行動につながります。できることからひとつずつ備えを進めてほしいと思います。

秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日

この運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

● 全国交通安全運動 重点

- ・歩行者：歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ・自動車：夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車：交通ルールの理解・遵守の徹底
- ・高齢運転者の交通事故防止(本県重点)

特に9月30日(水)を『交通事故死ゼロを目指す日』とし、一人ひとりが交通安全について考え、「交通事故のない社会は自らが成し遂げるもの」である認識を、社会全体に広めることを目指しています。

～守ろう！自転車安全利用五則～

自転車安全利用五則 (令和4年11月改正)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- ・自転車が例外的に歩道を通行できるのは「歩道通行可の標識がある歩道」「13歳未満のこども、70歳以上の高齢者、体の不自由な方」「車道通行が危険な場合」のみです。

2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

- ・信号機のある交差点等では、信号機の指示に従わなければなりません。信号機のない交差点等では、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は一時停止しなければなりません。

3 夜間はライトを点灯

- ・夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯(又は反射器)をつけなければなりません。

4 飲酒運転は禁止

- ・自転車は「車両」なので、道路交通法違反が適用されます。自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

※罰則 5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)

5 ヘルメットを着用

- ・自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- ・保護者は、子どもが自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

☆自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。

☆傘を差しながらの運転・携帯電話を使用しながらの運転はできません。

自転車事故をゼロに

警察庁のまとめによると、交通反則通告制度が導入された今年4月から6月までに起きた自転車が絡む死亡・重傷事故は昨年度に比べ6.9%減りました。しかし、4月から6月までの3ヶ月だけで1659件もありました。死亡・重傷事故のうち、「対歩行者」が85件で、「対自動車」は1221件でした。曲がり角でスピードを落とし、左右を確認しても、数秒ほどしか変わりません。自分の体を守り、他人にケガをさせぬよう、時間と心に余裕を持って自転車の運転をしてください。